

第 5 章

計画の推進

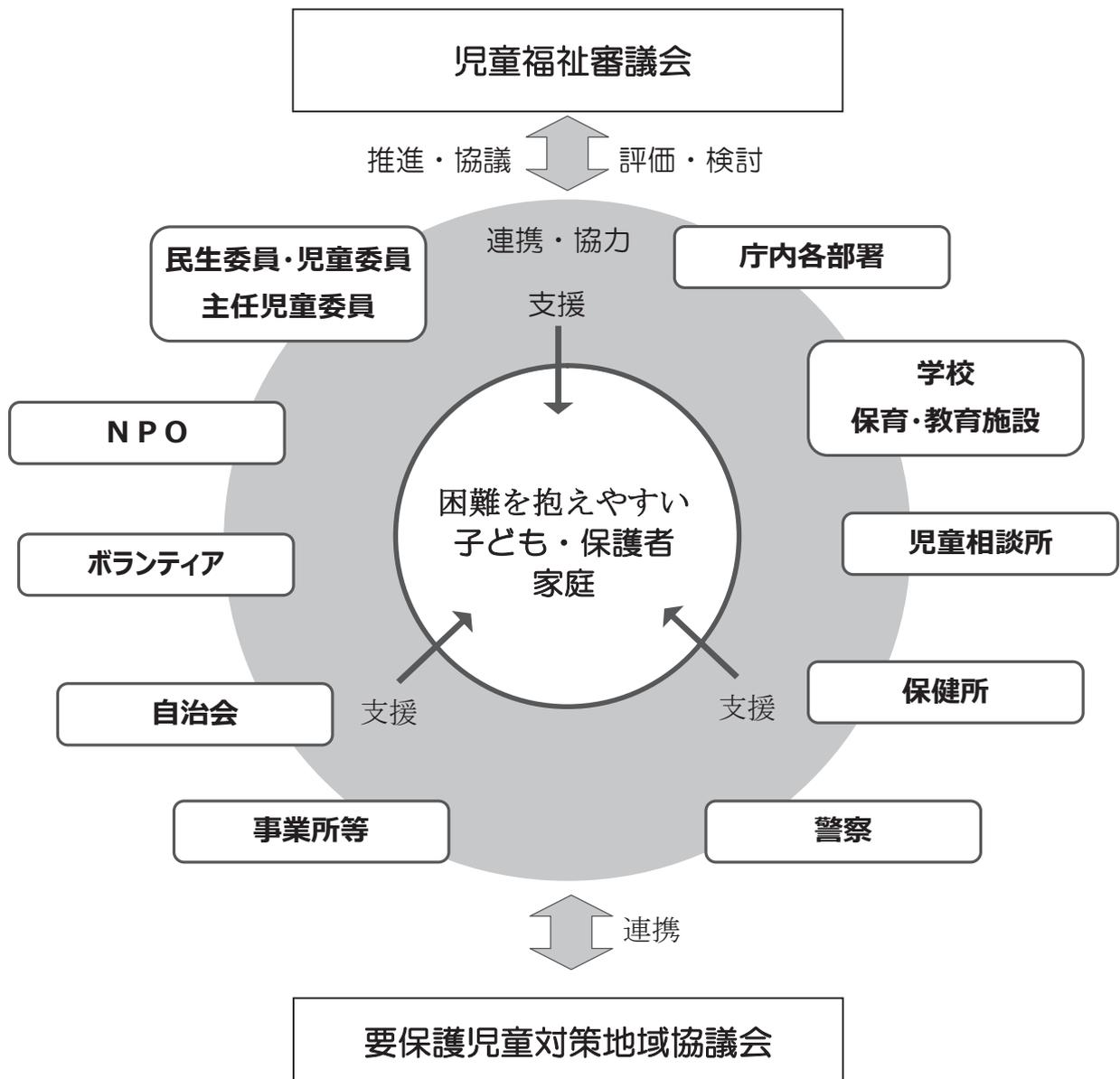
第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、行政だけではなくさまざまな支援主体との連携・協力が必要となります。

そのため、庁内各部署、関連する行政機関、学校、地域、民生委員・児童委員[※]、主任児童委員[※]、NPO、ボランティア、自治会、事業所、その他の関係機関・団体等と連携協力関係を構築し、取組みを進めます。

「坂戸市子どもの健やか未来応援プラン」推進体制



2 計画の進行管理

本計画に掲載した施策や事業などについて、関係課で構成された「庁内会議」や「児童福祉審議会※」において、計画の進行管理を行い、その中で評価及び見直し・改善を進め計画の柔軟な運用を図ります。

事業の継続・拡大や新たな事業の立ち上げについても、必要な事業費を毎年度の予算編成の中で検討するとともに、国・県の補助制度を活用するなど、効果的・効率的な運用を図ります。

